

大阪府イノシシ保護管理計画〔第2期〕の概要

1. 計画策定の目的及び背景

農林業被害の軽減及びイノシシの長期にわたる安定的な共存を図るため、平成19年4月から平成24年3月までを第2期の計画期間とするイノシシ保護管理計画を策定し、有害鳥獣捕獲の実施や防護柵の設置等の被害対策に努めてきたところであるが、依然として農林業被害は高い水準で推移している。このことから、引続き第2期のイノシシ保護管理計画を策定し総合的なイノシシ対策を講じる。

2. 保護管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3. 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間

4. 保護管理が行われるべき区域

大阪府全域

5. 特定鳥獣の生息の現状

- ・ 捕獲頭数は年々増加、平成22年度は有害鳥獣捕獲と狩猟による捕獲を併せ3,711頭を捕獲。
- ・ 農林業においては依然大きな被害が生じており、平成22年は被害面積約250ha、被害金額約120,000千円に及んでいる。

6. 保護管理の目標

- ・ 平成22年度の農林業被害金額及び被害面積の半減
- ・ 平成22年度の捕獲数（約3,700頭）以上の捕獲

7. 数の調整に関する事項

- ・ 有害鳥獣捕獲と狩猟により、個体数の調整を行う。
- ・ イノシシの狩猟期間の1ヶ月延長を継続し、11月15日から翌年3月15日までとする。
- ・ くくりわなの径の制限解除を継続する。

8. 生息地の保護及び整備に関する事項

未収穫作物や廃棄作物の撤去、山際の刈り払い、耕作放棄地等の整備など、イノシシを里に寄せつけない環境づくりを推進する。

9. その他保護管理のために必要な事項

- ・ 被害防除対策
農林業被害の防止を図るために、被害対策施設（柵、囲い等）の整備による防除対策を進める。
- ・ モニタリング
イノシシによる被害の状況、捕獲状況、被害意識等についてモニタリングし、保護管理計画の進捗状況を点検し、計画にフィードバックさせる。